

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の改正案について

令和3年12月17日
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

1. 背景・趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）の一部施行に伴い、マイクロチップを装着する者、獣医師が発行するマイクロチップ装着証明書の記載事項、情報登録の申請事項並びに狂犬病予防法の特例で市町村長に通知される事項等を、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則に定めるもの。

2. 改正案の概要

(1) マイクロチップの装着

ア. 改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第39条の2第1項のマイクロチップを装着する者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- ① 獣医師法第3条の免許を取得している者であること。
- ② 愛玩動物看護師法第3条の免許を取得している者であること。

イ. 法第39条の2第1項の環境省令で定める基準は、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号とする。

ウ. 法第39条の2第1項の環境省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。ただし、②に掲げる事由がある場合においては、当該事由の消滅後速やかに装着することとする。

- ① 犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき。
- ② 犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき。

(2) マイクロチップ装着証明書

ア. 法第39条の3第1項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 犬又は猫の名
- ② 犬又は猫の別
- ③ 犬又は猫の品種
- ④ 犬又は猫の毛色
- ⑤ 犬又は猫の生年月日
- ⑥ 犬又は猫の性別
- ⑦ ①～⑥のほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- ⑧ マイクロチップの装着日
- ⑨ マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあつては獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第1条第1項第3号に規定する開設の場所）
- ⑩ マイクロチップを装着した施設の電話番号
- ⑪ マイクロチップを装着した獣医師（マイクロチップの装着について指示をした獣医師を含む）

む。ウ. において同じ。) の氏名

イ. 法第 39 条の 3 第 2 項のマイクロチップ装着証明書は、別記様式によるものとする。

ウ. 犬又は猫の所有者は、法第 39 の 5 条第 1 項の登録前において、マイクロチップ装着証明書を亡失し、又はマイクロチップ装着証明書が滅失したときは、マイクロチップを装着した獣医師に依頼して、マイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができる。

エ. マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができないときに限り、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書は、法第 39 条の 3 第 1 項のマイクロチップ装着証明書とみなす。

(3) 取外しの禁止

ア. 法第 39 条の 4 の環境省令で定めるやむを得ない事由は、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるときとする。

(4) 登録等

ア. 法第 39 条の 5 第 2 項の登録の申請は、別記様式による申請書を提出して行うものとする。

イ. 法第 39 条の 5 第 2 項第 3 号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 申請日
- ② 個人又は法人の別
- ③ 登録を受けようとする者の電子メールアドレス
- ④ 犬又は猫の名
- ⑤ 犬又は猫の別
- ⑥ 犬又は猫の品種
- ⑦ 犬又は猫の毛色
- ⑧ 犬又は猫の生年月日
- ⑨ 犬又は猫の性別
- ⑩ ④～⑨のほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- ⑪ 狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）第 4 条第 1 項の登録年月日及び登録番号
- ⑫ 登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合は、申請書を提出する者の氏名及び住所並びに電話番号（法人にあっては、その名称、担当者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ⑬ 登録を受けようとする者が動物取扱業者である場合、第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者の別
- ⑭ 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者である場合、その業種
- ⑮ 登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者である場合、第一種業種別登録番号
- ⑯ 親の雌犬又は雌猫に装着されているマイクロチップの識別番号

ウ. 法第 39 条の 5 第 5 項（法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。エ. において同じ。）の登録証明書は、別記様式によるものとする。

エ. 法第 39 条の 5 第 5 項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号
- ② 登録日
- ③ 法第 39 条の 5 第 8 項の規定による届出、法第 39 条の 6 第 1 項の規定による変更登録又は第 39 条の 8 の規定による届出に必要な暗証記号（アラビア数字若しくはローマ字又はこれらの組合せによるものに限る。）
- ④ 犬又は猫の別
- ⑤ 犬又は猫の品種
- ⑥ 犬又は猫の毛色
- ⑦ 犬又は猫の生年月日
- ⑧ 犬又は猫の性別

オ. 法第 39 条の 5 第 6 項（法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する登録証明書の再交付の申請は、別記様式による再交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

カ. 法第 39 条の 5 第 7 項（法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める期間は、40 年とする。

キ. 法第 39 条の 5 第 8 項（法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。ク. において同じ。）の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録又は変更登録を受けた犬又は猫の所在地
- ② 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- ③ 犬又は猫の名
- ④ 犬又は猫の毛色
- ⑤ ③④のほか犬又は猫の特徴となるべき事項
- ⑥ マイクロチップの識別番号

ク. 法第 39 条の 5 第 8 項の規定による届出は、別記様式による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

（5）変更登録

ア. 法第 39 条の 6 第 1 項の変更登録は、別記様式による申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

（6）狂犬病予防法の特例

ア. 法第 39 条の 7 第 1 項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名及び住所並びに電話番号を併記するものとする。）並びに登録を受けた犬の所在地
- ② 登録又は変更登録を受けた犬に装着されているマイクロチップの識別番号
- ③ 登録又は変更登録日
- ④ 個人又は法人の別

- ⑤ 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- ⑥ 登録又は変更登録を受けた犬の名
- ⑦ 登録又は変更登録を受けた犬の品種
- ⑧ 登録又は変更登録を受けた犬の毛色
- ⑨ 登録又は変更登録を受けた犬の生年月日
- ⑩ 登録又は変更登録を受けた犬の性別
- ⑪ ⑥～⑩のほか登録又は変更登録を受けた犬の特徴となるべき事項
- ⑫ 登録の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第4条に規定する登録年月日及び登録番号
- ⑬ 変更登録の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第9条第1項第2号に規定する事項
- ⑭ 変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

イ. 法第39条の7第3項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- ① 登録を受けた者又は変更登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号（申請書を提出した者と異なる場合は、申請書を提出した者の氏名、住所及び電話番号を併記するものとする。）並びに登録を受けた犬の所在地登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- ② 登録又は変更登録を受けた者の電子メールアドレス
- ③ 登録事項の変更の場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第9条第2号に規定する事項
- ④ 犬が死亡した場合にあつては、狂犬病予防法施行規則第8条第1項第2号及び第3号に規定する事項
- ⑤ 変更した事項（当該事項に係る新旧の対照を明示すること。）

(7) 死亡等の届出

ア. 法第39条の8の環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- ① 犬又は猫が死亡したとき。
- ② (3)ア.の犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したとき。

イ. 法第39条の8の規定による届出は、別記様式による届出書を環境大臣に提出して行うものとする。

ウ. 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員は、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であつて、当該犬又は猫の死亡等を確認したときは、別記様式による死亡等の届出を行うことができる。

エ. 法第39条の8の規定による届出は、法39条の5第8項の規定による届出とみなす。

(8) 情報の提供

ア. 環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関。イ.において同じ。）は、都道府県知事及び市区町村長に対し、法第35条第4項及び同条第5項に規定する事務の実施に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に係る情報の提供を行うものとする。

イ. 環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病予防法第19条に基づく厚生労働大臣の指示に必要な範囲内において、犬及び猫の登録に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(9) 第一種動物取扱業の登録の申請等に係る事項

ア. 法第 10 条第 2 項第 7 号の環境省令で定める事項に、「事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」及び「事業所に配置される職員の最低数」を追加する。

(10) その他

ア. この省令は、改正法の施行の日（令和 4 年 6 月 1 日）から施行する。ただし、(9) については公布の日に施行する。

イ. 改正法附則第 5 条第 2 項の規定による登録については、この省令による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 21 条の 7 の規定の例により、この省令の施行の日前においても行うことができる。

ウ. その他所要の改正を行う。

エ. 上記の改正内容に必要な所要の様式を定める。